

1. 中小企業者の受注機会増大のための方針

1) 令和4年度公共事業等施行方針

令和4年度公共事業等施行方針（一部抜粋）

1 基本的な考え方

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興

「埼玉県中小企業振興基本条例」及び「埼玉県小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、**県内中小企業・小規模企業の健全な発展等を図る**ため、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本に、県内経済活性化の観点から、更なる受注機会の増大に努める。

2 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興について

- ① 県内中小企業等の受注機会の増大を図るため、入札における公平性や競争性が確保される範囲内で、適正な発注規模を勘案しつつ、**可能な限り分離・分割発注を行う**。また、元請企業が下請け契約を締結するに当たっては、県内企業を活用するよう要請する。
- ② 民間・下請けでの実績を入札参加条件として認める入札の積極的な活用を行い、**新規参入の確保を図る**。
- ③ 県内企業を構成員とする特定建設工事共同企業体の活用に努め、**県内中小企業等の経営力や、施工能力の強化を図る**。
- ④ 公共事業等に使用する工事材料等の調達に当たっては、県内企業の活用及び県産品の利用拡大に自ら努めるとともに、元請け企業に対しても要請する。特に県産木材については、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」の趣旨に鑑み、積極的な使用に努める。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

1. 中小企業者の受注機会増大のための方針

2) 中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針

中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針（一部抜粋）

- 1 管轄内中小企業者又は準管轄内中小企業者及び社会的貢献企業者を優先的に指名すること。
また、優先的な指名をすることができない場合は、その理由を明確にすること。
- 3 オープンカウンタ(公募型見積合わせ)により物品等調達を行う場合は、管轄内中小企業者及び準管轄内中小企業者に限ること。
- 4 予定価格が50万円(税込み)未満の印刷請負において、指名見積合わせ又はオープンカウンタ(公募型見積合わせ)により実施する場合は、特殊な技術又は設備を必要とする場合や競争性を確保できない場合など特殊な事情があるときを除き、管轄内中小企業者に限ること。
- 7 効率的な予算執行は重要であるが、1品の合計が10万円以上の物品等調達について、別の品目であるにもかかわらず安易に合算して発注することにより、中小企業者の受注機会を減らすことのないようにすること。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

2. 施工時期の平準化

目的

- ・ 公共工事の品質確保
- ・ 建設業の働き方改革、中長期的な担い手確保

主な取組

- ・ **施工時期の平準化・適正工期の確保**（第1四半期の稼働件数の増加）
 - ・ 委託については、**第4四半期に集中している履行期限の分散**
- 目標を定めて部局別に管理
- 2か年事業の実施、ゼロ債務負担行為の設定、第1四半期における早期発注

期待される効果

- ・ 人材、資機材の効率的な活用
- ・ 長時間労働の是正・休日確保、雇用の安定化

平準化以外の取組

- ・ 週休2日制の推進
- ・ ICT活用工事の推進 など

中小企業者が受注しやすい
環境の整備

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

3. 官公需適格組合の活用

1) 官公需適格組合の概要

中小企業等組合の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された組合であることを国(関東経済産業局)が証明した組合。

2) 官公需適格組合になるメリット

埼玉県では、入札において官公需適格組合についての特例を定めている。

物品等（販売、賃貸、印刷、建築物管理等）

埼玉県が実施する物品等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録する必要がある。登録時の資格審査により、業種ごとにA、B及びCの3等級(Aが最高位)に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な契約の執行予定額が異なる。官公需適格組合については、売上高や自己資本の額等の決算書情報、従業員数等格付けに必要な「格付情報」について当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができる。

工事等（建設工事請負、設計・調査・測量業務及び土木施設維持管理業務）

物品等と同様に、埼玉県が実施する工事等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録する必要があり、登録時の資格審査により業種ごとに複数の等級に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な建設工事の金額等が異なる。官公需適格組合については、完成工事高や自己資本額、技術職員数等の経営規模や技術力の審査に用いる数値について、当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができる。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

4. 官公需実績

1) 令和3年度官公需実績

| | 官公需総実績額 | うち中小企業・ 小規模事業者向け | うち新規中小企業・ 小規模事業者向け | 中小企業者 比率 | 新規中小企業者 比率 |
|----|-------------------|---------------------|-----------------------|-------------|---------------|
| 物件 | 21,764,098,402 円 | 12,583,908,498 円 | 133,134,041 円 | 57.8% | 0.61% |
| 工事 | 168,455,092,698 円 | 156,128,284,395 円 | 843,766,568 円 | 92.7% | 0.50% |
| 役務 | 75,499,095,461 円 | 40,698,084,742 円 | 256,322,905 円 | 53.9% | 0.34% |
| 計 | 265,718,286,561 円 | 209,410,277,635 円 | 1,233,223,514 円 | 78.8% | 0.46% |

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

4. 官公需実績

2) 官公需実績推移

